

協働契約のあり方検討部会作業班(7/13)実施報告

- 1 日時 令和4年(2022年)7月13日(水) 10:00~11:15
- 2 場所 中央公民館 201学習室
- 3 出席者 檜垣委員、足立委員、中山委員、加藤委員、藤本委員、山本委員 計6名
事務局(上田、新城、岡田)
- 4 内容
6/24の第2回作業班に引き続き、前回(3/22)の部会における主な議論のポイント等について意見交換を行うこととしたが、その前に、事務局より以下の提案を行った。
概要は以下のとおり。
 - (1) ガイドラインの対象となる委託契約の方法を「特名随意契約」と「プロポーザル方式」に限定することについて(事務局から資料に基づき提案)
 - ア プロポーザルの場合、団体採択後に、仕様についての協議を行う。プロポーザル実施前の段階で話し合うわけではない。誤解の無いように記載した方がいい。
 - イ 特名随意契約の適用基準を知りたい。特別な技術を持っていることなのか、従前からその業務を担っていることなのか。
→ 随意契約を選択できる場合は、地方自治法(施行令)上で定められている。(事務局)
 - ウ 「トライやる・ウィーク」は、推進委員会と市で特名随意契約を結んでいる。例えば、この事業にまち協が手を挙げる場合も、特名随意契約は可能か。
→ 特名随意契約の場合、必ずその「理由書」を作成する。また、個々の内容ごとに判断していくことになるため、各事業の担当課に確認いただくのが良い。(事務局)
 - エ 小浜地区の出前児童館も特名随意契約か?
→ 児童館には「指定管理」と「補助」の2パターンがある。小浜地区の出前児童館は、指定管理の仕様の範囲で実施していたと思われる。(事務局)
 - オ 提案のとおり、「特名随意契約」と「プロポーザル方式」に絞る形でよろしいか?(事務局)
→ 一同、了承。
~~ここから、第2回作業班レジュメの続き~~ 概要は以下のとおり。
 - (2) ガイドラインのねらい
 - ア どういうポイント(レジュメの(2)一ウ)
 - (ア) 協働の指針や協働の原則は「市民と市」どちらにも意識してほしいポイント。前回の作業班で「市側にもっと市民に委託出来るものが無いか、探していく意識を持ってほしい」という意見があったが、市職員が市民活動団体の特性を理解することで、この事業は市民側に委託する方がより効果的ではないかということにつながっていくのだと思う。そういう意味では、「市民活動団体の特性」を知ることは市

職員側に意識してほしいポイントだと思う。(事務局)

- (イ) 協働の指針の「一部の領域を除いたあらゆる分野の事業が協働の対象になる」ところも改めて記載してほしい。特名随意契約やプロポーザル方式の委託契約が無い部署の市職員にとって「このガイドラインは自分には無関係」となるのではなく、自分の事業でも協働の対象になるんだということを意識してほしい。
- 協働の指針は「市民と市」お互いに理解すべきものなので、職員だけでなく市民側にも理解してもらおうポイントとして整理したい。(事務局)
- (ウ) 業務委託の場合のPDCAは市が確認するのか？
- 委託に限らず、すべての事業においてPDCAは重要であり、総合計画にも記載している。事務事業評価、行政評価等の仕組みの中で、「何が出来て、どのような課題があって、今後どうするのか」というPDCAを回せるように進めている。(事務局)
 - 「委託契約」は市の各事業に紐づいており、事業単位でPDCAを回しているため、委託契約も自然とPDCAが回っていることになるのでは。
 - 市の事業は必ずどれかの「事務事業」にあたる。事務事業ごとに指標を設定し、毎年評価を行っており、その評価結果は市HP上で公開している。(事務局)
- (エ) 経費を考える前提として「この事業にはどのような能力・資源(人、物、スペース等)が必要か」ということも意識しないといけない。市職員にとっては、それを知って初めて経費や人件費を積算できる。市民側もそれを基に、自分たちで実行可能か、実行するにはどのようなメンバーが必要か考えて、何でも受けるのではなく「出来る・出来ない」の判断をしていかないといけない。
- ガイドライン案に記載している「人件費として安易に最低賃金を積算するのはやめよう」ということに繋がる。資格が必要な業務の場合もある。(事務局)
- (オ) 婦人会、老人会等も契約したいと手を挙げればガイドラインの対象か？
- あくまで、従来の枠組みの中でも話し合っただけで契約出来るということ、分かりやすくするためのガイドライン。このガイドラインによって、「この事業は市民に委託した方が効果的ではないか」と気づきを与えるきっかけにはなるかもしれないが、市の全事業を市民に委託させるというものではない。(事務局)
 - 一言でいうと、「企業へ委託するものを市民へ委譲していくためのガイドライン」ということか。企業が委託を受けている事業の中に、市民でも出来るものは多い。それらに市民が手を挙げれば、対象になるのか。
 - 誰に委託するのは個々の事業内容による。市民に委託する場合の心構え等を明記し、「市民活動団体は低賃金で委託できる」といった誤解を解くためのもの。(事務局)
- (カ) プロポーザルを勝ち抜くためには、「市民ならでは」の企画提案能力も必要という記載があってもよいのでは。
- (キ) 公金を使う覚悟に関連して、守秘義務等一定のルールをきっちり守るという意識

や担う覚悟も必要だと思う。

(ク) 市の業務は簡単なようで難しいところもある。守秘義務、継続性、公金を使う点等、ハードルは非常に高い。「委託」という言葉だけでは軽く感じるが、実態はもっと重い。市民へ委託する市側も相当な覚悟がいる。

→ 市側も、仕様にしっかり書き込むなど、市民活動団体に対して「本当にやってもらえるのか」という担保をとることが必要。市職員の立場では、市民相手に言いにくい部分はあるが、委託する場合は割り切って、言うべきことは言う必要がある。そして経費もきっちり積む。これらは両輪だと思う。一方で、市民団体に育ててほしいという側面もある。(事務局)

(ケ) 「対話」は重要なポイント。市民側は「必要」、市職員側は「前例が無いから認めない」というだけではよくない。なぜダメなのか、なぜ必要なのか、お互いに対話を積み重ねて理解し合い、前例にとらわれずに進めていくことが大切。

(コ) 市民の気づきから事業を提案し、話し合いで委託に繋がるケースもあり得る。市民側から「これが課題なのでこれをしたい」と言ったときに、市職員側が「今の制度ではできない。前例がない。」では成り立たない。聞く力をもって、前例にとらわれずに対話をしてほしい。

→ 社会情勢も変わっていく。前例だけにとらわれず、最新の情報の中で常に見直す視点、また自分が市民の立場になって考える視点も大切。(事務局)

(サ) 委託件数が増加した場合、予算措置は考えているのか。

→ 個々の案件によって、査定や部局内で判断する。良い事業でも、市の優先順位として予算がつかないこともある。(事務局)

(3) 評価について (レジュメの(3))

ア 「評価」というと、各事業で大変な報告書を作成しなければならないイメージだが、草津市の評価シートは、事業内容ではなくて「協働が出来ているのか」という視点で5段階評価をするシンプルな内容。評価することで、協働を進める上で不足している部分を検証し、次に繋げていけるのではないか。この程度の内容なら、作成の負担も少ないのではないか。このシートを作成し、毎年度末、市民協働推進課に提出するという流れが出来たら良いと思う。

イ 簡潔で分かりやすいシートだと思う一方、市民側からすると「また何かやらないといけなの？」というアレルギーが心配。この評価シートは委託契約かつNPOが対象で、対象が限定されているのなら、アレルギーも少ないかもしれない。

ウ 金額が多い委託案件等にとっては、この評価シートは弱すぎるのでは。もっと手間をかけて、数値目標等も設定して評価すべき。

→ それは事務事業評価で行っているのではないか。この評価は、ガイドラインに沿って契約をした場合に、どこまで出来たかというもの。そういう意味で評価は有りだと思う。なお、NPOという言葉は「非営利組織」であり「NPO法人」だ

けを指すものでは無いため、まち協やPTAも対象になる。

- エ まち協やPTA等も対象なのであれば、評価シートの作成はきつい。自主的に、前向きに取り組んでいる事例は稀有な例であり、ほとんどのボランティアは「やらざるを得ない」ところからきている。そういった方々に対して、新たに「評価シート」を作成させるのは、これまで頑張ってこられたボランティアへの尊敬も無い話と感じる。
→ あくまでガイドラインに基づいて契約した場合のものが評価シートの対象である。公金を使う以上、責任を持って実施する必要がある。協働で出来ているのか検証することは必要であり、それを促進委員会の中で評価していくべきだと思う。
- オ 市の委託事業として、きちっと評価がなされていない事業もいくつかある。そもそもこの委託事業は市としてすべきことなのかといった整理や、委託のあり方も見直していないといけない。青少年育成市民会議、人権啓発推進委員会等、委託のあり方を見直す機会だと思う。
- カ このガイドラインは、協働事業における「市民と市」の委託契約を広く対象としているため、「負担感」という視点は大事。新たに何か仕組みをつくることでしんどくなり、市民側が「もうやめる」となっては本末転倒。慎重な議論が必要だと思う。(事務局)
- キ 協働のマニュアルにおける「評価」の書き方も、今の議論のような「負担感」を考慮しこの程度の書き方にしたのではないか。「評価」の話は、委託の中だけでするのではなくて、委託以外の協働も含めて、扱う金額で線を引くのか、市民・行政双方の負担感をどう考慮するか、どのような協働事業が対象かなどを、マニュアル検討部会で議論すべきとも思う。(事務局)
- ク 評価をするかどうか人件費の有無で判断してはいいかがか。まち協の中でも、なぜボランティア活動の中でPDCAを回さないといけないのか(まちづくり計画の仕組み等)といった声も聞く。
- ケ 「評価」という表現は固いかもしれない。対話を大切にすることがガイドラインのポイントのため、「年度末に一緒に事業の振り返りをしよう」ということを載せてはいいかがか。
- コ どのような「評価」を行うのか、最初に決めないまま契約して、後から「評価してください」ということが無いように、最初からきちっと決めておきましょうという部分を書く必要はあると思う。
- サ まだまだ様々なご意見があり、「評価」について結論を出す段階ではないかと思う。契約ガイドラインの中で議論するのか、マニュアル検討部会で議論するのも含めて、引き続き次の作業班で議論していきたい。(事務局)

以上